



将来の財政需要に備え、約 28 億円を基金へ積立 第一回練馬区議会定例会に補正予算案を上程

と き 3月2日(木)上程

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

現在開会中の第一回練馬区議会定例会本会議において、区長提出の「平成 28 年度練馬区一般会計補正予算」等 12 議案(補正予算 5 議案、条例 6 議案、その他 1 議案)が追加上程された。

補正予算では、特別区税や特別区交付金の増収や事業費の精査などにより生み出された財源を積極的に活用し、将来の財政需要への備えとして施設整備基金等への積立を行う。このほか、東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業経費や、臨時福祉給付金の支給経費を計上した。第一回定例会は3月15日(水)まで。

【補正の概要】

平成 28 年度一般会計補正予算の規模は約 5 億 4 千万円。

- 1 施設整備基金等の積立 約 28 億 4 千万円
特別区税や特別区交付金などの増収や事業費の精査により生み出された財源を積極的に活用し、将来の財政需要に備えとして、施設整備基金(約 17 億円)、医療環境整備基金(約 10 億円)への積立を行う。
- 2 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業 約 2 百万円
練馬区独立 70 周年記念事業として 3 月 26 日に開催する「練馬こぶしハーフマラソン」の際に、オリンピックとパラリンピアンによるトークショーを開催し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて気運を醸成する。
- 3 臨時福祉給付金の支給 約 11 億 2 千万円
消費税率 5% から 8% への引上げに伴い、軽減税率等の低所得者対策が講じられるまでの間、影響緩和を目的として、平成 26 年度、27 年度、28 年度に「臨時福祉給付金」を、平成 28 年度には賃金引上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者への支援と高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るため「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給した。
今回の補正により、軽減税率導入までの期間かつこれまで給付金の支給算定をされていない平成 29 年 4 月から 31 年 9 月までの 2 年 6 か月分の臨時福祉給付金を支給する。

【問い合わせ】

- 1 施設整備基金等の積立 練馬区 財政課 財政担当係 電話 03-5984-2465
- 2 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業 練馬区 スポーツ振興課 管理係 電話 03-5984-1372
- 3 臨時福祉給付金の支給 練馬区 臨時給付金担当課 臨時給付金担当係 電話 03-5984-1708